

世田谷区告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

36-3

2 変更の区間

世田谷区東玉川一丁目68番17の内

3 変更の区域

延長 9.30メートル

幅員 0.18メートル

面積 1.73平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年6月11日

案内図

 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区	東玉川一丁目 2 1 番
----	--------------

